



# 埼玉県報

第 2 5 9 0 号  
平成 2 6 年 5 月 2 日  
金 曜 日

## 目 次

### 規則

- [埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則\(産業人材育成課\)](#)

### 告示

- [自衛官の募集に関する告示\(地域政策課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [平成26年1月から3月までにおける政府調達に関する苦情の受付及び処理の状況\(入札審査課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除\(水環境課\)](#)
- [クリーニング業法第8条の2第1項の規定に基づくクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定に基づく業務従事者の講習の指定\(生活衛生課\)](#)
- [平成26年度埼玉県ふぐ調理師試験\(食品安全課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

# 規則

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月二日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第五十七号

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等技術専門校規則（昭和六十一年埼玉県規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表金属加工技術科の項を削り、同表金属加工科の項中「二八〇時間」を「二九〇時間」に改め、同表機械制御システム科の項中「一四〇時間」を「一二〇時間」に、「切削加工法及び研削加工法」を「機械加工法」に改め、同表自動車整備科の項中「四〇〇時間」を「三九〇時間」に、「と潤滑油」を「及び潤滑剤」に改め、同表木工工芸科の項中「二五〇時間」を「二七〇時間」に、「一二〇時間」を「一一〇時間」に、「三〇〇時間」を「二七〇時間」に改め、同表木造建築科の項を削り、同表空調システム科の項中「三〇〇時間」を「三一〇時間」に

改め、同表情報処理科の項中

建物その他の工作物	一 教室 二 実習場 三 空調和装置 四 サーバ装置 五 ネットワーク装置 六 表示装置	機械	一 情報処理用機器類 二 ネットワーク実習機器
建物その他の工作物	一 教室 二 実習場 三 空調和装置 四 ネットワーク装置	機械	一 サーバ装置 二 表示装置 三 情報処理用機器類 四 ネットワーク実習機器

を

に改める。

別表第二第二号の表中

機械科 (デュアルシステム)			訓練期間 一年 総訓練時間 一、三〇	建物その他の工作物 機械	一 教室 二 実習場 一 工作用機械類
-------------------	--	--	-----------------------------	-----------------	---------------------------

機械加工に おける基礎 的な技能及	機械科 (デユ アルシ ステム)	汎用工作機 械、NC工 作機械等に よる各種の 切削加工及 び研削加工 並びに機械 の組立てに おける技能 並びにこれ らに関する 知識	機械加工に おける基礎 的な技能及 びこれに関 する知識	
基礎 イ学科 (1) 機械工学概論		二 専攻 イ学科 切削加工法及び研削加工 法 □ 実技 (1) 測定実習 (2) NC加工実習 (3) 機械工作実習 (4) 切削加工及び研削加工 実習 (5) 機械保全実習 (6) CAD実習	一 基礎 イ学科 (1) 機械工学概論 (2) NC加工概論 (3) 生産工学概論 (4) 材料力学 (5) 製図 (6) 機械工作法 (7) 測定法 (8) 安全衛生 □ 実技 (1) 製図基本実習 (2) 安全衛生作業法	
一四〇時 間	一、一〇 〇時間	一、〇〇 〇時間	六〇時間	一四〇時 間
	建物そ の他の 工作物 機械 その他			その他
四 類 教材類	一 工作用機 械類 二 情報処理 用機器類 一 器具類 二 計測器類 三 製図機及 び製図用具 四 類	一 教室 二 実習場		二 情報処理 用機器類 一 器具類 二 計測器類 三 製図器及 び製図用具 四 類 教材類

<p>汎用工作機械、NC工作機械等による各種の切削加工及び研削加工並びに機械の組立てにおける技能並びにこれらに関する知識</p>		<p>このに関する知識</p>
<p>二 専攻 イ 学科 切削加工法及び研削加工法</p>	<p>口 実技 (1) 測定実習 (2) NC加工実習 (3) 機械工作実習 (4) 切削加工及び研削加工実習 (5) CAD実習</p>	<p>(2) NC加工概論 (3) 生産工学概論 (4) 材料力学 (5) 製図 (6) 機械工作法 (7) 測定法 (8) 安全衛生</p>
<p>二〇時間</p>	<p>八五〇時間</p>	<p>六〇時間</p>
<p>建物その他の工作物</p>	<p>機械工作物</p>	<p>その他</p>
<p>一 教室 二 実習場</p>	<p>一 工作用機械類 二 情報処理用機器類 三 計測器類 四 製図器具及び製図用具類 四 教材類</p>	<p>その他</p>

<p>機械加工における基礎的な技能及びこれに関する知識</p>		<p>機械科 (デュアルシステム)</p>
<p>一 基礎 イ 学科 (1) 機械工学概論 (2) NC加工概論 (3) 生産工学概論 (4) 材料力学 (5) 製図 (6) 機械工作法 (7) 測定法 (8) 安全衛生</p>	<p>口 実技 (1) 製図基本実習 (2) 安全衛生作業法</p>	<p>このに関する知識</p>
<p>一四〇時間</p>	<p>一年 総訓練時間 一、三〇〇時間</p>	<p>六〇時間</p>
<p>建物その他の工作物</p>	<p>機械工作物</p>	<p>その他</p>
<p>一 教室 二 実習場</p>	<p>一 工作用機械類 二 情報処理用機器類 三 計測器類 四 製図器具及び製図用具類 四 教材類</p>	<p>その他</p>

に



## 告示

埼玉県告示第六百九十号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成二十六年五月二日

埼玉県知事 上田清司

### 一 募集種目

自衛官候補生（男子）

### 二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しない者

### 三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

### 四 募集期間

平成二十六年五月七日（水）から五月二十三日（金）まで

### 五 入隊時期（採用予定月）

平成二十六年八月から九月（入隊先による）

### 六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

平成二十六年五月三十一日（土）

平成二十六年六月一日（日）

平成二十六年六月二日（月）

ロ 試験場の位置及び名称

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七

陸上自衛隊大宮駐屯地

### 七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階 電話〇四八 八三一 六〇四 三）及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

- イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS 1ビル二階  
自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所  
(電話〇四八 六五一 二四二〇)
- ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階  
自衛隊埼玉地方協力本部人間地域事務所  
(電話〇四 二九二三 四六九一)
- ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内  
自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所  
(電話〇四八 四六六 四四三五)
- ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階  
自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所  
(電話〇四八 五二二 四八五五)
- ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三  
自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所  
(電話〇四九四 二二二 六一五七)

## 告 示

埼玉県告示第六百九十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年四月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人原町ケアクラブ
- 三 代表者の氏名  
安藤 美子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川口市原町三番三十四号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域の高齢者や手助けを必要とする方に、地域の人々による「助け合い制度」で、安心して暮らせる楽しい地域を作ること、介護の訪問サービスを地域の人で行うことにより、地域における「みまもり」に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第六百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年四月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人あおいはる
- 三 代表者の氏名  
靄 司
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県吉川市中曾根二丁目十番地十三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域で暮らす高齢者・障害者・児童とその家族に対して、介護と保育の支援に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第六百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年四月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人おとまち小江戸
- 三 代表者の氏名  
細 淵 真太郎
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川越市大字藤間四十六番地一（フーレンス川上二号館二百三号室）
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、広く市民を対象に、音楽祭やライブなどの各種イベント開催・芸術教育・マネジメント教育などを通して、川越市内の若手アーティスト・地域活動をしている個人・法人が活躍できる場を提供することにより、川越市のまちづくりに寄与するとともに、自らの手で川越を盛り上げていこうという意識の向上・心豊かで健全な社会環境づくりに貢献することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第六百九十四号

平成二十六年一月から三月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十六年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

## 告 示

### 埼玉県告示第六百九十五号

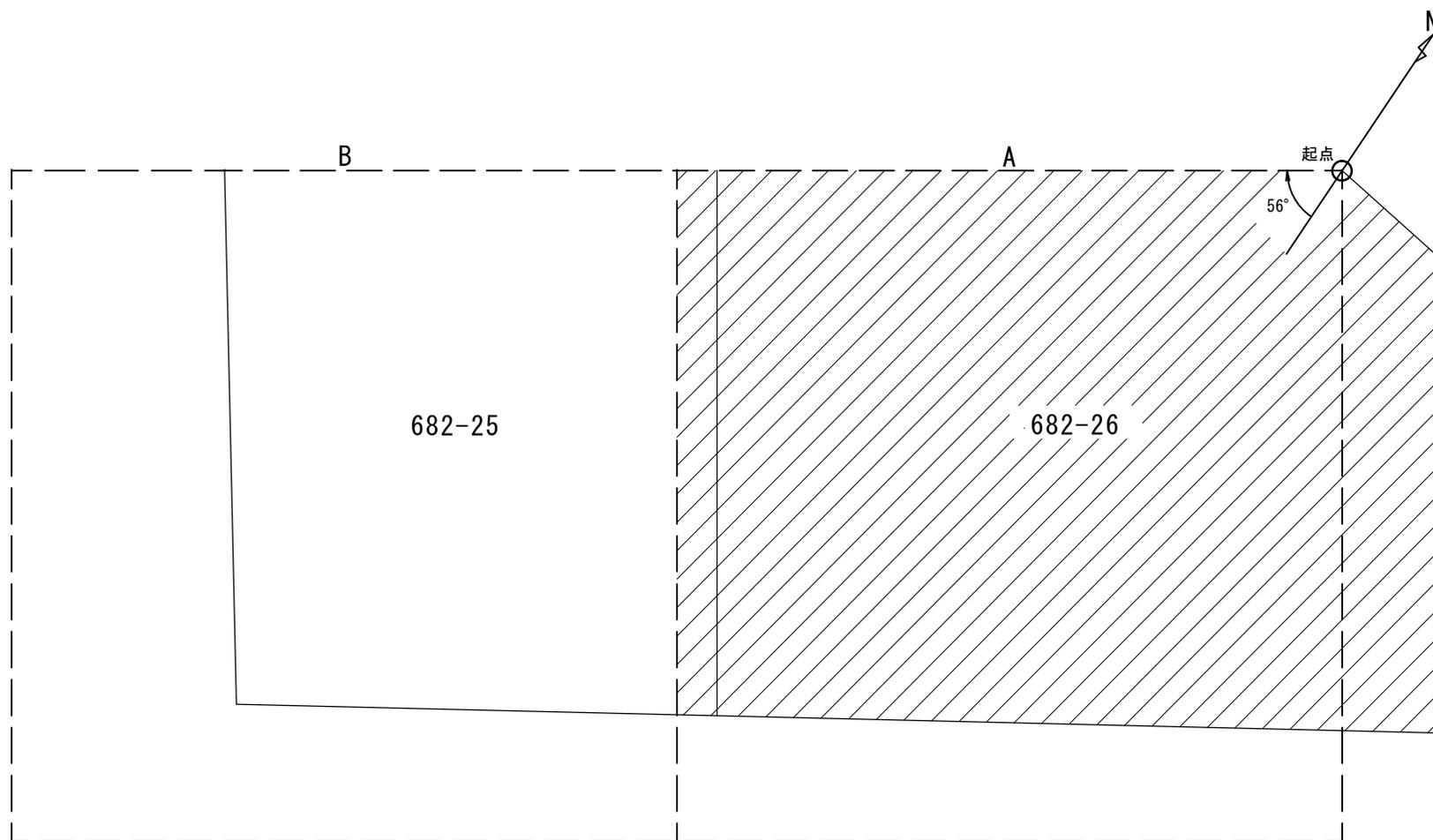
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十五年埼玉県告示第九百七十六号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十六年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県入間郡三芳町大字北永井字平野六百八十二番二十五の一部及び六百八十二番二十六）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
テトラクロロエチレン
- 三 講じられた指示措置等  
基準不適合土壤の掘削による除去

別図



起点

起点は、埼玉県入間郡三芳町大字北永井 682-26の最北点。

格子の回転角

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度。

凡例

— — : 10m格子      ——— : 敷地境界線

 : 要措置区域を解除する区域

# 告 示

埼玉県告示第六百九十六号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

平成二十六年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

## 二 クリーニング師の研修の日程及び会場

イ 平成二十六年九月十四日

熊谷市拾六間百十一番地一

熊谷文化創造館さくらめいと

ロ 平成二十六年十月二十六日

さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ハ 平成二十六年十一月三十日

さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一

埼玉県クリーニング会館

## 三 業務従事者の講習の日程及び会場

イ 平成二十六年九月十八日

川越市大字今福千二百九十五番地二

川越南文化会館（ジョイフル）

ロ 平成二十六年十月二十二日

さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ハ 平成二十六年十一月十二日

さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

## 四 受講料

イ クリーニング師の研修の受講料

五千円

ロ 業務従事者の講習の受講料

四千五百円

## 告 示

埼玉県告示第六百九十七号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号。以下「条例」という。）第四条の規定により、ふぐ調理師試験を次のとおり行う。

平成二十六年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 試験方法並びに試験期日及び試験会場

#### イ 学科試験

平成二十六年八月十九日（火）

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館一〇四会議室

#### ロ 実技試験

平成二十六年八月二十一日（木）

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室一万四百七十四番地

国際学院中学校高等学校

### 二 試験科目

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成十五年埼玉県規則第八十三号）第四条各号に掲げる試験科目

### 三 受験資格

条例第五条に規定する者

### 四 受験手続

#### イ 提出書類

平成二十六年年度埼玉県ふぐ調理師試験実施要領に規定する受験願書等

#### ロ 試験手数料

一万八千二百円を受験願書等の提出時に納付すること。

#### ハ 出願期日及び提出場所

平成二十六年七月三日（木）及び同月四日（金）

午前十時から午後四時まで

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県衛生会館五二一会議室

#### ニ 受験願書等の提出方法

提出場所へ直接持参すること。郵送による提出は認めない。

### 五 平成二十六年年度埼玉県ふぐ調理師試験実施要領及び受験願書の交付場所

埼玉県保健医療部食品安全課及び埼玉県各保健所

さいたま市保健福祉局保健部食品安全推進課及びさいたま市保健所（大宮市場内の食品衛生課市場監視係を含む。）

川越市保健所

## 六 合格発表

平成二十六年九月十九日（金）午前九時に埼玉県庁本庁舎一階南側エレベータ

ー前掲示板及び埼玉県保健医療部食品安全課ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に郵送で合否を通知する。

# 告 示

埼玉県告示第六百九十八号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 作業種別

基本測量（国土調査に伴う基準点測量、電子基準点現地調査）

## 二 作業期間

平成二十六年六月二十五日から平成二十七年二月二十七日まで

## 三 作業地域

比企郡小川町、秩父郡東秩父村（国土調査に伴う基準点測量）

さいたま市、川越市、熊谷市、秩父市、飯能市、春日部市、越谷市、入間市、久喜市、比企郡ときがわ町（電子基準点現地調査）

# 告 示

埼玉県告示第六百九十九号

測量計画機関である滑川町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

滑川町

二 作業種類

数値撮影（デジタルカラー撮影）

三 作業地域

滑川町全域 二十九・七一平方キロメートル

四 作業期間

平成二十六年四月二十六日から平成二十七年三月二十五日まで

# 告 示

埼玉県告示第七百号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

川越市脇田本町地内

四 作業期間

平成二十五年十月一日から平成二十六年三月三十一日まで

# 告 示

埼玉県告示第七百一号

測量計画機関である北本県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

北本県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

事務所管内の一部（六十九・二平方キロメートル）

四 作業期間

平成二十六年四月二十四日から平成二十六年八月二十九日まで

# 告 示

埼玉県告示第七百二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十六年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一一 一九 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県東松山市大字葛袋字山根甲七百九十一 二 他百七十五筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二万七千八百立方メートル

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年五月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

## 一 許可番号

平成二十六年三月二十七日

指令川建セ第二五〇〇九七一号

## 二 検査済証番号

平成二十六年四月二十八日

川建セ第二六〇〇一一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字角泉字亀尾三百七十番一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字角泉三百七十四番地

貫井 栄治 貫井 幸子

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年五月二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

### 一 許可番号

平成二十六年四月十七日

指令越建セ第二五〇〇四六一号

### 二 検査済証番号

平成二十六年四月二十五日

越建セ第六六一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

幸手都市計画事業宮代町道仏土地区画整理事業三十九街区一―一、二―一及び七画地（従前地…埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛二百八十四番一、三及び二百八十五番一、三）

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛二百八十三番地  
島村 均

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年五月二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

### 一 許可番号

平成二十六年四月十八日

指令越建セ第二五〇〇七七一号

### 二 検査済証番号

平成二十六年四月二十五日

越建セ第六七一一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松一丁目二百七十二番一、二百八十番一

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

太平ホーム株式会社 代表取締役 荒島 敏彦

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年五月二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

### 一 許可番号

平成二十六年四月二十三日

指令越建セ第二五〇〇六六二号

### 二 検査済証番号

平成二十六年四月二十五日

越建セ第六八一一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町本田四丁目三百八十九番一、四百五番一

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田二丁目六番一号

有限会社 鈴建ホーム 代表取締役 鈴木 充

# 告 示

## 埼玉県教委告示第十四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十六年五月二日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

### 一 日時

平成二十六年五月八日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

- イ 埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会委員の任命について
- ロ 埼玉県スポーツ推進審議会委員の任免について
- ハ その他